

その一歩で、
未来は変えられる。

Be
Active.

議決権行使判断基準改定について

2022年12月28日

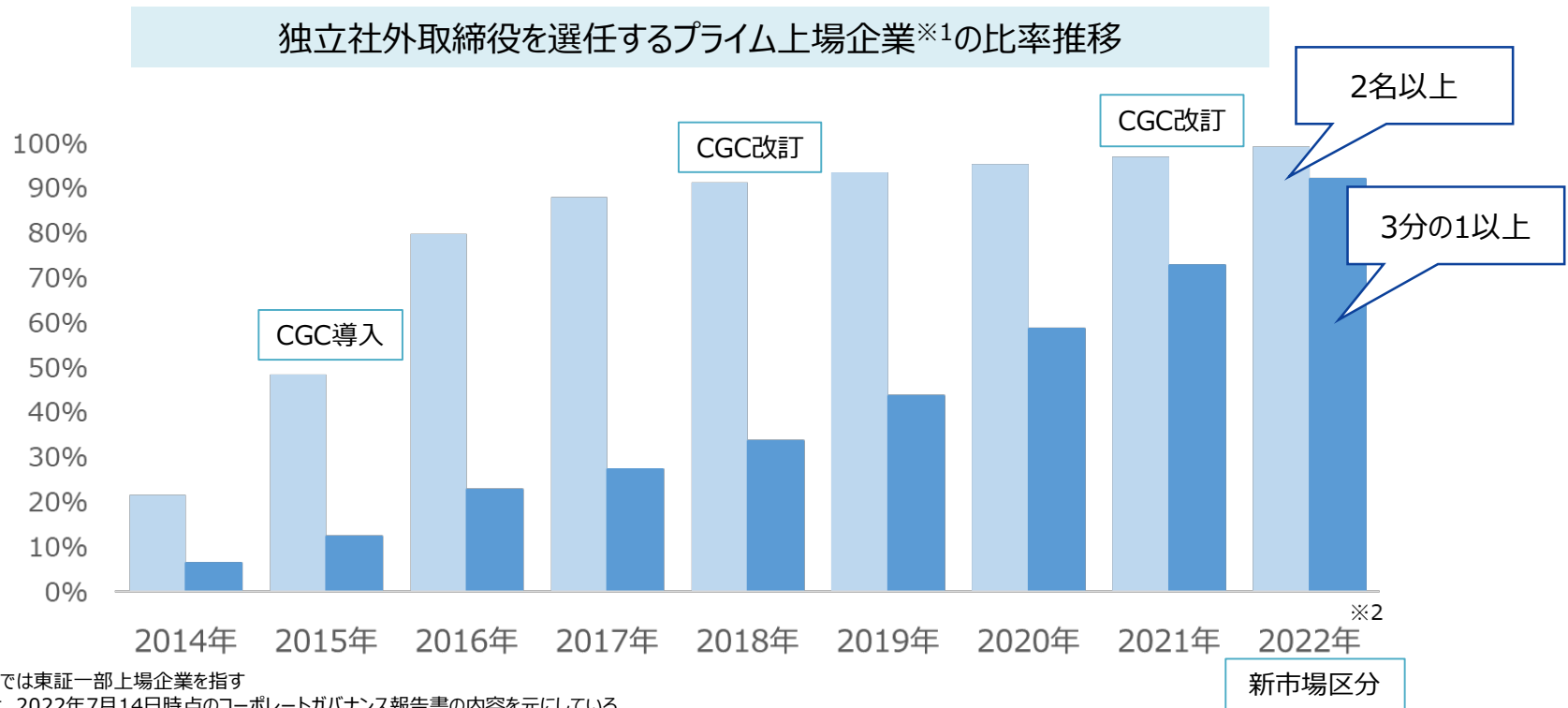
- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。



三井住友DSアセットマネジメント

1. 改定の背景

- 2015年にわが国においてコーポレートガバナンス・コードが導入されて以降、上場企業のガバナンス体制や意識は着実に改善しています
- また、2022年に東証市場区分の見直しが行われ、プライム市場上場企業に対してはより高いガバナンス水準を備えることが要請されています



※1) 2021年までは東証一部上場企業を指す

※2) 2022年は、2022年7月14日時点のコーポレートガバナンス報告書の内容を元としている

出所：東証「<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/nlsgeu000005va0p-att/nlsgeu000006jzi1.pdf>」

2. 議決権行使判断基準改定の主なポイント

- SMDAMでは、市場におけるガバナンス意識の変化を踏まえ、責任ある投資家として投資先企業に求めるべき事項を整理し、議決権行使判断基準の改定に反映させました

1

議決権行使における対話結果をより重視したプロセスへの移行

資本政策、株主還元、ESGやサステナビリティ、不正不祥事に対する経営者意識等について、積極的な対話を行い、その結果を議決権行使にも適切に反映させるように努めます

2

社外役員の独立性の評価は証券取引所の独立役員基準を原則適用

個別の社外役員の独立性を重視することにとどまらず、候補者のスキルや多様性、取締役会・監査役会の構成や実効性の向上について議論することが重要と考えます

3

プライム上場企業においては女性取締役 1 名以上を原則要求

女性活躍の観点に加え、会社の意思決定機関である取締役会の多様性拡充および機能発揮を視野に、プライム上場企業においては女性取締役 1 名以上を原則とします

4

取締役会構成に関する基準の厳格化

投資先企業が、取締役会の実効性向上や、その機能を十分に発揮するために、より適切な構成を検討することを、議決権行使や対話を通じて促します

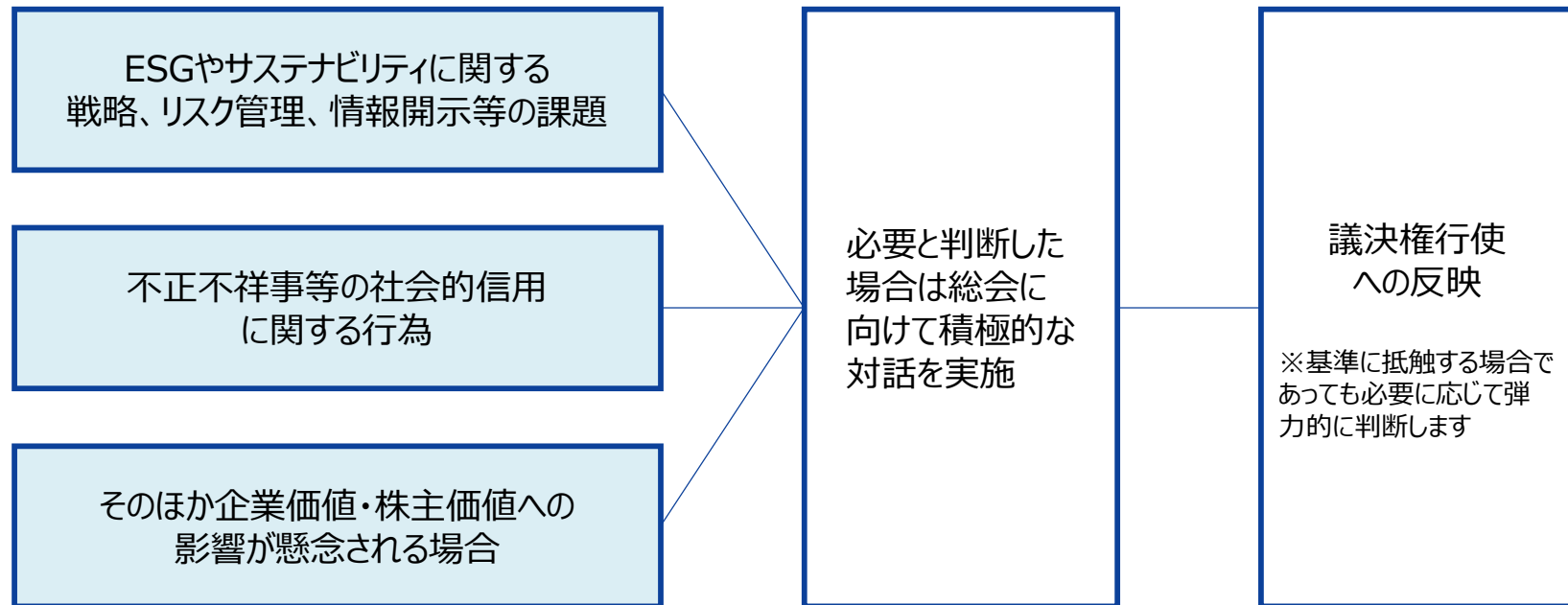
5

事前警告型買収防衛策は原則反対

事前警告型の買収防衛策は、十分な成果を上げていない経営に買収等の変化をもたらす機会を制限し得る仕組みであり、投資家として厳格な判断を行います。一方で、有事導入型に関しては、個別事案毎に判断します

3. 対話結果を重視したプロセス

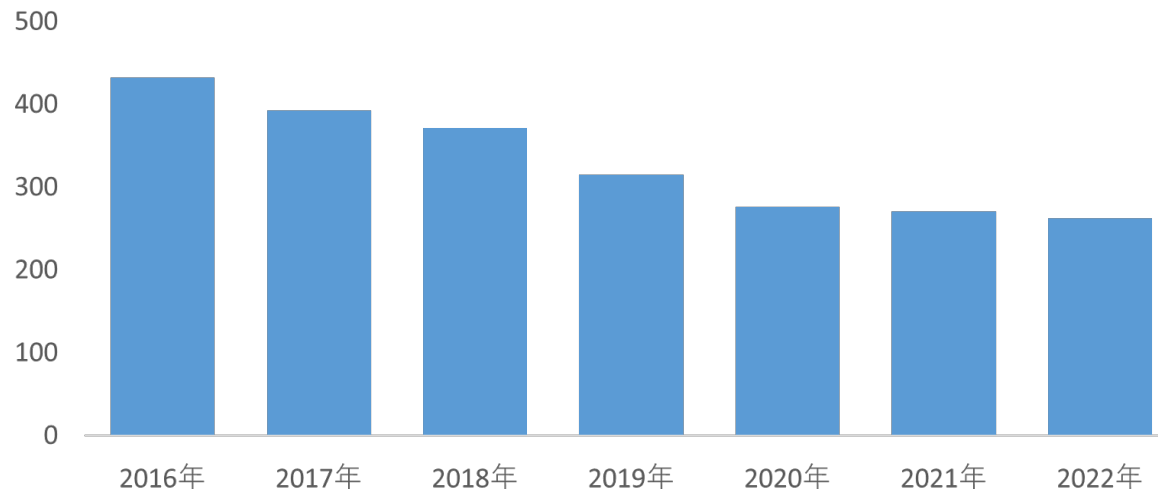
- SMDAMでは、従来より投資先企業との対話を積極的に行い、適切と判断する場合には議決権行使判断へ反映させてきました
- 今後は、ESGやサステナビリティに関する戦略やリスク管理、情報開示等に課題がある場合、不正不祥事等の社会的信用に関する行為が生じた場合など、当社が定時株主総会等に向けて必要と判断した場合には、積極的な対話の実施に努めます



4. 買収防衛策に関する考え方

- 買収を回避したい企業は適切な経営、積極的な情報開示やIR活動を通じた適正な株価形成に努めるべきであり、安易な事前警告型買収防衛策の導入には反対の立場をとります
- また、有事導入型の買収防衛策については、裁判所が示す適法性に関する個別判断事例が積み上がり、発動時の不透明性が薄れつつあります。SMDAMでは、将来の企業価値も踏まえ、個別事案毎に判断します

東証上場企業における買収防衛策導入企業の推移



※ Quick Astra ManagerよりSMDAMが作成
※ 2022年はデータ作成日時時点の直近データを使用

会社議決権行使・ESGに関する対話をご希望の場合は、下記のメールアドレスまでご連絡願います。
なお、上場企業のご担当者様のみ対応させていただきます。

ご連絡に際し、ご議論されたい点（下記ご参照）、貴社名、ご連絡先等をお知らせください。内容および当社の保有状況等を踏まえて対応させていただきますが、ご希望に沿えない場合があることも、あらかじめご承知置き願います。

1. 議決権行使について（剰余金処分、取締役/監査役の選解任、定款変更等）
2. ESGについて
3. 統合報告書、コーポレートガバナンス報告書、アニュアルレポート等について
4. その他（具体的内容をお知らせ願います）

（メールアドレス） stewardship@smd-am.co.jp

【重要な注意事項】

- 本資料に記載されている調査・分析等は当社のリサーチの一部をご紹介するために作成されたものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本資料に記載されているリターン及びリスクは、過去のデータ及び当社の現時点の経済見通し等に基づいて算出したものであり、将来のリターンやリスク等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているシミュレーション等、実際のファンド以外の収益率データ等には、実際の運用に必要な報酬、取引手数料、リバランス・コスト等が反映されておりません。
- 本資料に記載されている運用商品・手法等は、将来の運用成果又は元本を保証するものではなく、投資により損失が発生する可能性があります。そして、損失を含めた全ての運用成果はお客様に帰属することになります。
- 本資料に記載されている市場の見通し等は、本レポート作成時点での見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。また、当社の投資方針に反映されない場合又は将来予告なしに変更する場合があります。
- 本資料に記載されている第三者による評価等は、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているベンチマークインデックスの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。
- 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその完全性・正確性に関する責任を負いません。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第399号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員／一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

作成基準：2022年12月



三井住友DSアセットマネジメント株式会社

Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited

代表取締役社長	猿田 隆
所在地	〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー26階
電話	東京 (03) 6205-0200
金融商品取引業者登録番号	関東財務局長（金商）第399号
加入金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

